

宇部市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

宇部市選挙管理委員会委員長 福永浅乃

直接請求の種類	根拠規定	50分の1、6分の1 又は3分の1の数
市条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第74条第1項	50分の1の数 2,613人
市の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第75条第1項	
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項	6分の1の数 21,767人
合併協議会設置協議についての投票実施の請求	市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項	
市議会の解散の請求	地方自治法第76条第1項	3分の1の数 43,534人
市議会の議員の解職の請求	地方自治法第80条第1項	
市長の解職請求	地方自治法第81条第1項	
副市長並びに市の選挙管理委員及び監査委員の解職の請求	地方自治法第86条第1項	
市の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項	